

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 4 月 3 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日 一部改正

平成 27 年 3 月 5 日 一部改正

理 事 会 ・ 代 議 員 会 運 営 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の理事会および代議員会の開催時期・議題ならびに会計に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第 1 条 理事会および代議員会における開催時期、内容および旅費等の支払いを含めた会計についての事項を定めることを目的とする。

（理事会および代議員会の開催）

第 2 条 理事会の定期開催は年 4 回とする。定期理事会は 3 月中旬～下旬（年度末）、5 月上旬～中旬（総会前）、8 月初旬～下旬（全国大会中）、11 月初旬～中旬の 4 回とし、選挙年は 9 月下旬（選挙日程）、12 月下旬から 1 月初旬（選挙結果報告）、4 月中旬～下旬（臨時社員総会后）の 3 回多く開催するものとする。代議員会は 2 年に 1 回とし、選挙年の 3 月中旬～下旬（選挙選出代議員による推薦代議員候補の推薦会議）に開催するものとする。

（メール理事会）

第 3 条 理事会は、予め定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決を行うことができる。

2. 理事会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は会長が投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、理事の過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。

(出席時の交通費)

第4条 学会に請求するものの領収書宛名は全て「一般社団法人日本福祉のまちづくり学会」とし、理事会および代議員会出席に伴う交通費を支給する。ただし、全国大会での理事会出席に伴う交通費は支給しない。

(普通鉄道料金。ただし、片道100^千円以上の場合は特急、急行料金、新幹線利用を許可する。500^千円以上の場合は航空機使用可。開催地への距離100^千円未満は支給しない。早割り、格安チケット等を利用し、なるべく低額で済むように心がけるものとする。また、本部事務局への領収書提出後の振り込みを原則とする。)

(交通費の「宿泊請求」について)

第5条 九州、北海道、中四国など日帰りが難しい場合の宿泊費の請求を可能とする。ただし、YAHOO 調べの最低往復運賃内で交通費と宿泊費を賄うこととし、出来るだけ低額のツアーを手配する事で許可する。また、宿泊代は10,000円を超えないこととする。

(その他)

第6条 以上の各条に関わる事項のなかで、特別な事由が認められる場合は、会長・副会長との協議により、本規則の基準外の支出を認めることができる。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成23年4月3日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 3 本規則は、平成27年3月5日から一部改定施行する。